

(様式 1-3)

## 小野町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	幼児施設遊具更新事業	事業番号	A-1-1
交付団体	小野町	事業実施主体	小野町		
総交付対象事業費	55,265 (千円)	全体事業費	55,265 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
安心して外遊びができる環境を整えるために、以下のとおり町内の幼児施設 5 か所の遊具更新を行う。					
・小野わかば幼稚園・中央さくら保育園					
コンビネーション、鉄棒、すべり台、リングクライム、ネットジム、忍者とりで、やぐら、4 人用ブランコ、水平梯子複合型遊具、ジャングルジムつきすべり台、2 面すべり台、登り棒、電車ブランコ、6 連ブランコ、太鼓橋 2 基を更新する。					
・飯豊ひまわり保育園					
チェーンクライム、はんとう棒、2 面すべり台、ジャングルジム、5 連低鉄棒、6 連ブランコと安全柵、うんてい、腰かけブランコを更新する。					
・浮金つつじ児童園					
すべり台、はんとう棒、ジャングルジム、腰かけブランコ、4 連ブランコ、三連低鉄棒、スイング遊具、ハウス、新幹線オブジェを更新する。					
・夏井おおすぎ保育園					
岩すべり台、すべり台複合遊具、船、木製アスレチック、ハウス、4 連ブランコと安全柵、ゾウのすべり台、3 連低鉄棒、ゾウオブジェを更新する。					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)					
「第四次小野町振興計画 (別紙)」において、確かな学力を培い、心豊かな人間性を育み、たくましく生きるための健康や体力を持った子どもを育てるために教育の充実を図ることとしている。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
平成 22 年国勢調査における小野町の人口は 11,202 人					
平成 24 年 10 月時点の避難者数 (全国避難者情報システム) は、59 人					
なお、原発事故後の平成 25 年 4 月時点で全国避難者情報システムに登録されている小野町の避難者数は 60 人である。					
上記の避難者のほか、自主避難をしている者や原発事故後、他市町村へ転出した者等により人口は減少しており、平成 25 年 8 月 1 日時点の人口 (福島県現住人口調査) は 10,554 人となっている。震災以降の人口増減率は-5.8%である。					
これにより、町の児童数にも影響が出ている状況である。					
(参考) 平成 22 年と平成 25 年 (8/1 現在) の 14 歳以下の子どもの人口比較					
平成 22 年 1,392 人					
平成 25 年 1,249 人 143 人の減					

#### 【子どもの運動機会の確保のための事業】

##### ○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

震災後に屋外活動の自粛・制限が実施されたことに加え、除染作業等による生活環境の整備後であっても屋外活動に不安を持つ保護者もいることなどから、子どもの運動機会が減少してしまっているため、幼児施設等の遊具の更新を行うことで保護者の不安の原因を解消して子どもたちの運動機会を増やし、運動習慣の定着や健全育成を図っていく必要がある。

##### ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

平成24年の幼児教育施設在籍児童の平均体重はその前年の全国平均値（平成23年国民健康・栄養調査）よりも重い傾向にあるほか、肥満傾向児の出現率も3.30%と全国平均の2.39%（平成24年度学校保健統計調査・幼稚園児5歳）よりも高くなっており、運動不足による体格への悪影響が見られる。

また、震災後に屋外活動の自粛・制限が実施されたことに加え、除染作業等による生活環境の整備後であっても屋外活動に不安を持つ保護者もいることなどから、全ての子どもたちが十分な屋外活動を行っているとは言えない状況にあり、体力の低下等が懸念されている。

幼児教育施設の遊具を更新することにより、保護者の放射線量に対する不安が取り除かれ、子どもたちが屋外で遊ぶことへの理解が生まれることが見込まれる。これにより、子どもたちが屋外で思い切り遊ぶことのできる環境がもたらされ、運動機会の確保が図られる。

##### ○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

町内の幼稚園、児童園及び保育園では、震災後、放射線量に対する不安を取り除くため、職員と保護者が協力して除染を行い、安全な生活環境を整えてきたが、いまだ屋外活動に不安を持っている保護者もあり、子どもの屋外での運動機会が回復傾向にないのが現状である。

##### ○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

代替地の手当が難しく新たな運動スペースを設ける場所がないことから、既存の幼児教育施設の園庭に設置されている遊具を更新する。遊具更新により、保護者が抱えている子どもを遊具で遊ばせる事への不安が解消され、子どもたちを屋外で遊ばせることに理解を得られることにつながる。これにより、子どもたちが快適に遊び、運動する環境が整うことになり、運動意欲の増進や運動習慣の定着が図られることになる。

##### ○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

今回、幼稚園・児童園・保育園合わせて5か所の遊具を更新対象としているが、当町は町内の各学区に公園が整備されるには至っておらず、学区ごとに整備されている幼児施設が町内の児童及び幼児（小学校入学前の子ども約400人）の遊び場としてその機能の一端を担っている。本事業はこのことを踏まえて実施されるものであり、既存の施設を活用して子どもたち（小野わかば幼稚園・中央さくら保育園約160名、飯豊ひまわり保育園約20名、浮金つつじ児童園約20名、夏井おおすぎ保育園約30名、幼児教育施設入園前の者約170名）の運動機会の確保を図る効率的な事業である。

維持管理については、幼児施設の管理者が管理運営するものであり、各施設の職員が点検等を実施することから、適切な管理が図られる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

町内の幼児施設の園庭は外から自由に入ることができ、開放された状況にある。町民は現在も施設で園庭を使用している時間以外は自由に園庭を利用することができるが、もし遊具が更新された場合はその旨を町の広報や公式ウェブサイト等で周知することに加え、改めて遊具の積極利用を呼び掛ける予定である。

また、幼児教育施設は町内の各学区ごとに整備されており、それぞれ人通りの多い通りの近くに立地しているため、各地域の子どもたちや保護者が容易に立ち寄ることができる。幼児教育施設の遊具を更新することにより、今まで放射線量に対する不安を持っていた保護者に安心感がもたらされ、園庭利用の増加、ひいては子どもたちの運動機会の増加が図られる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

施設職員が運動の方法だけでなく、遊具の使い方や様々な屋外遊びの方法を指導することで遊具の積極的な使用を促し、子どもたちの運動機会及び運動能力の向上を図る。

#### 【その他】

##### <効果の検証方法>

幼児施設職員らと協力し、園児本人や保護者から外遊びや屋外運動の状況についての聞き取りを行うことで遊具更新後の子どもの運動機会等の状況を把握し、震災前後の状況との比較などから事業効果の検証を行う。

また、幼児教育施設で定期的に行われている身体測定の結果を用いて在籍児童の体重や肥満度を分析し、事業効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	